

内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人ルーテル学院（以下「本学」という。）の内部監査（以下「監査」という。）に関する必要な事項を定め、業務の適正化、効率化および教職員の業務に関する意識の向上を図り、もって本学の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的とする。

2 この規程は、本学の公的研究費等の運営・管理に関する規程第21条に定める内部監査についても準用する。

(監査の定義)

第2条 前条に規定する監査は、本学の業務全般について、法令および本学が定める諸規程ならびに社会的規範に則り適正に遂行されているかを、公正かつ客観的な立場で検討および評価し、本学の発展にとって有効な改善、改革案の助言および提案を行うものである。

(監査の対象)

第3条 この規程における監査の対象は、本学の業務全般とする。

(監査の種類)

第4条 この規程における監査の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務監査

本学の業務が、法令および本学の諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、組織運営および業務管理のあり方の観点から監査を行う。

(2) 会計監査

本学の会計処理および関連業務が、法令および本学の諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、会計上の観点から監査を行う。

(内部監査室)

第5条 監査に関する業務を行うため、理事長のもとに内部監査室を設置する。

2 内部監査室に次の職員を配置し、監査担当者とする。

(1) 内部監査室長 1名

(2) 内部監査室員 若干名

3 理事長は必要に応じて、専任教職員の中から臨時に監査室員を委嘱することができる。

(監査の区分)

第6条 監査は、定期監査と臨時監査に区分する。

(1) 定期監査

あらかじめ定められた監査計画に基づき、原則として年1回実施する。

(2) 臨時監査

理事長の命により、必要に応じて実施する。

(監査担当者の権限)

第7条 監査担当者は、被監査部署および関連部署の教職員に対し、関係資料の提出および業務の説明等を要請することができる。

- 2 被監査部署および関連部署の教職員は、前項の要請を正当な理由なくして拒むことはできない。

(監査対象者の遵守事項)

第8条 監査は、すべて事実に基づいて行い、常に公正不偏でなければならない。

- 2 被監査部署の業務に関し、直接に指示を行ってはならない。
3 被監査部署の業務に著しい支障を及ぼさないように配慮しなければならない。
4 職務上知り得た事項を、正当な理由なくして他に漏洩してはならない。

(監査計画)

第9条 定期監査については、年度初めに被監査部署、監査事項、監査日程、その他必要事項を記載した監査計画書を作成し、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。ただし、臨時監査についてはこの限りではない。

- 2 内部監査室長は、監査の実施にあたり高度の専門性を要すると判断した場合は、理事長の承認を経てこれを外部に委託することができる。

(監査調書)

第10条 監査担当者は、実施した監査の内容について記録した監査調書を速やかに作成しなければならない。

(講評会の開催)

第11条 監査担当者は、監査終了後、被監査部署に対し講評会を開催し、被監査部署の意見の具申があるときは、監査担当者は十分にその意見を聴取し、監査報告に資するものとする。ただし、講評会が開催できない場合は、主な指摘事項等を被監査部署に内示し意見を求めるものとする。

(監査の報告)

第12条 内部監査室長は、第10条の監査調書に基づき監査報告書を作成し、理事長に報

告しなければならない。監査報告書提出に際し、指摘事項および改善等の助言および提案等があるときは、意見を付記するものとする。ただし、重要と思われる事項を発見した場合は、直ちに理事長に報告しなければならない。

(改善等の指示)

- 第 13 条 理事長は、前条の報告書により改善等の処置が必要と判断したときには、学長、神学校長及び事務長に対して業務改善を指示する。
- 2 理事長は、必要に応じて理事会または監事に報告する。

(改善等の指示の事後確認)

- 第 14 条 内部監査室長は、前条の業務改善の指示がなされた場合、その後の経過を調査し、実施状況を確認し理事長に報告する。

(他の監査との関係)

- 第 15 条 内部監査室長は、監事から要請を受けた場合、監査結果を報告しなければならない。
- 2 内部監査室長は、監事監査について、監事の許可を得て立ち会うことができる。

(雑 則)

- 第 16 条 監査の実施について、手続き等必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

- 第 17 条 この規程の改廃は、常務会が発議し、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2018（平成 30）年 1 月 1 日から施行する。